

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月25日
条例の題名	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例	公 布 日	平成6年3月29日
条例番号	平成6年三重県条例第2号	直近改正日	平成19年3月20日
所管部局課	地域連携部市町行財政課	電 話 番 号	059-224-2172
条例の概要	公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公営制度について必要な事項を定めるものである。	条例の類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県議会議員及び知事の選挙の候補者の選挙運動に係る経費を公費負担することにより、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として効果があり、選挙運動に係る経費の公費負担は必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、条例での規定が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	県議会議員及び知事の選挙の候補者の選挙運動に係る経費を公費負担できる範囲について定めており、その全ての項目において実施されている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	50001 適正な選挙の管理執行
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合には支障がある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	国政選挙については、公職選挙法において規定されている。
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例に基づいて行われる選挙運動用自動車の使用やビラ、ポスターの作成により、選挙人に広く候補者の情報を周知することができる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無